

国立大学法人和歌山大学共用スペース利用要項

制 定 平成15年 7月25日

最終改正 令和 7年 9月29日

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）施設有効活用に関する規程第6条に基づき、和歌山大学の教育研究活動のための全学的な共用スペースのうち、共用研究スペース（以下「オープンラボ」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

第2 オープンラボの場所は、本学財務・施設委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が定めるものとする。

(利用者の資格)

第3 オープンラボを利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 共同研究を行う研究員及び受託研究員
- (3) その他学長が適当と認めた者

(利用者の公募)

第4 オープンラボの利用者は公募するものとし、利用を希望する代表者（本学の教職員に限る。）は、別紙の利用申請書を学長に提出するものとする。

(利用者の決定)

第5 第4に規定する利用申請書の審査は委員会で行い、学長に報告するものとする。

- 2 学際的・先端的な研究及び競争的資金（政府補助金、政府出資金等）を獲得した者には、その研究内容を勘案したうえで、オープンラボを優先的に利用させることができる。
- 3 学長は、第1項の報告によりオープンラボの利用者として適当と認めた場合は、利用を許可する。

(利用の取消し)

第6 学長は、オープンラボの利用者がこの要項及び利用許可条件に違反した場合には、利用の許可を取消し又は利用を中止させることができる。

- 2 学長は、前項のほかオープンラボの運用上特に必要が生じた場合には、利用者の許可を変更し又は取消すことができる。

(利用期間)

第7 利用期間は、原則として5年以内とする。ただし、学長は、研究継続の必要があると認められるときは利用者の申請に基づき、委員会の議を経て延長を許可することができる。

- 2 利用者は、利用期間を変更し又は利用を中止しようとするときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(管理)

第8 オープンラボにおいて、研究等に必要な工作物・設備等の設置・撤去に要する経費及び維持管理に必要な経費は、利用者の負担とする。

- 2 前項の維持管理に必要な負担額は、別に定める。
- 3 オープンラボの管理は、利用者が行う。
- 4 オープンラボに関する事務は、施設整備課で行う。

和歌山大学共用スペース利用要項

(利用者の義務)

- 第9 利用者は、施設及び備品を常に適切な管理のもとに、注意をもって利用しなければならない。
- 2 利用者は、故意または重大な過失により損傷等を与えたときは、これを現状に回復しなければならない。
- 3 利用者は、研究等の遂行のため、やむを得ずオープンラボの施設等に大幅な変更を加えるときは、事前に学長の許可を得なければならない。
- 4 利用者は、利用を中止するとき又は許可された利用期間が満了したときは、オープンラボを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。

(雑則)

- 第10 この要項に定めるもののほか、オープンラボの運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第163号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1077号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和7年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2878号）

この改正要項は、令和7年10月1日から施行する。

別紙（第4関係）

年 月 日

オープンラボ利用申請書

和歌山大学長 様

代表者(申請者)

所 属

職 名

氏 名

下記のとおり、オープンラボを利用したいので申請いたします。なお許可のうえは、利用条件等を厳守いたします。

記

| | 所属・職名 | 氏 名 |
|---------------|---------------|-----|
| 利用予定者（全員記入） | | |
| 研 究 テ ー マ 等 | | |
| 利 用 期 間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| 研 究 経 費 の 財 源 | | |
| 利用希望場所必要面積等 | | |
| 備 考 | | |